

終活の第一歩は自分の気持ちを確かめることから

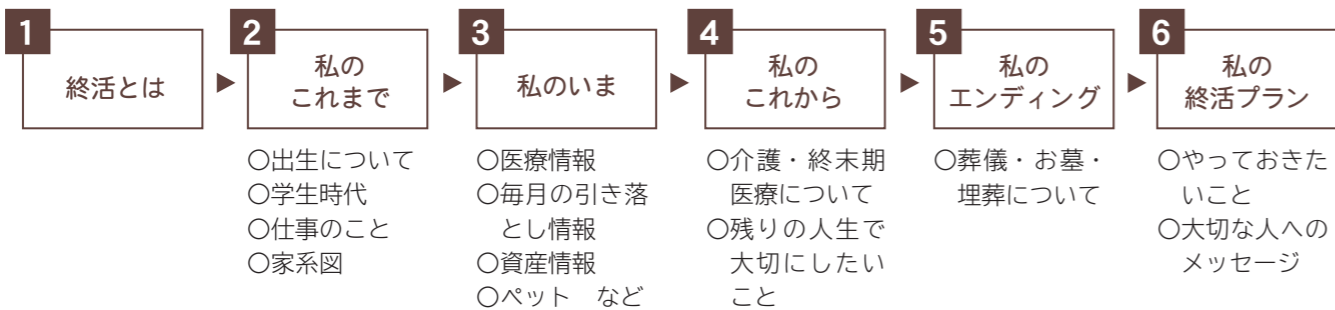
これからノート (エンディングノート)

■問い合わせ先 介護福祉課
高齢福祉係 (☎ 40-7114)



「終活の設計図」と呼ばれることもあるエンディングノート。今までの人生を振り返り、これからの人生をどう生きたいか、どのようなエンディング(最期)を迎えたいかなどを記すノートです。「これからの人生を明るく希望をもって歩むための道しるべにしてほしい」という願いを込めて、市では「これからノート」と呼んでいます。

エンディングノートは6つの項目でできています。なかなか答えが出てこないページは飛ばしても大丈夫。興味があるページから書いてみましょう。



POINT 1 質問が設定されているので答えやすい

POINT 2 終活に関するキーワードの解説もあります

POINT 3 難しい質問も選択肢があるのでわかりやすい

POINT 4 補足事項などを自由に書き込めるスペースも

注目!
法的拘束力はない
エンディングノートには、遺言書のような法的拘束力はありません。相続などについて遺言したい場合は、遺言書も書くのがおすすめ。エンディングノートは、遺言書に書ききれなかったことや補足事項を記入するなどの使い方もできます。

書き終わったら…

気持ちが変わったらその都度書き直します。何度か書き直すことで気持ちが整理されることもあります。

ノートの保管場所を、これからを託せる人や家族に共有しましょう。

配布場所 など

▼配布場所 介護福祉課(市役所1階)、各総合支所、各出張所、地域包括支援センター(市内7カ所)、老人福祉センター(市内3カ所)、生きがいセンター(南袋町)

▼配布料金 無料

いざというときは突然やってくるから、年齢にかかわらず備えておきたいね♪



介護福祉課高齢福祉係

エンディングノートは、これから生きるために記すもの

令和元年に初めてエンディングノートを発行してから、実際に記入した人や家族の意見を参考に、毎年、内容を見直しています。

ノートを記入した人からは、「漠然としていた自分の気持ちが整理できた」、「家族へのメッセージをじっくり考えて記入できた」、「1冊を作り上げていくことに達成感がある」との声が寄せられています。マイナンバーや基礎年金番号などの公的情報や資産情報などを記入する、残された家族のためのノートと思われることもありますが、これまでの人生を振り返り、これからどう生きたいかを整理する、自分のためのノートでもあるんです。身の回りの整理を始めたいけど、どこから手をつけたいかわからない…という人は、自分が書きたいページからでも、書き始めてみませんか。

土地・建物の処分は早めに取り組みましょう

弘前圏域空き家・空き地バンク

■問い合わせ先 建築指導課
空き家対策係 (☎ 40-0522)

住む人がなくなった建物は急速に傷み、老朽化が進みます。建物や土地を放置すると、外壁が剥がれ落ちるなどして周囲に危険を及ぼすほか、木や雑草が隣の敷地まで伸びて迷惑をかけることも…。また、冬は雪の重みによる建物の倒壊や屋根雪で近隣住人の命を危険にさらすこともあり、所有者やその親族だけの問題ではなくなるのです。空き家や空き地は放置せず、適切に管理するか活用することをおすすめします。

空き家・空き地バンクとは

弘前圏域8市町村の空き家・空き地を売りたい人や空き家を貸したい所有者の物件を登録し、ホームページで公開する制度です。買いたい! 借りたい! という移住・定住希望者や活用希望者と所有者との橋渡しを行っています。



これまでの実績
累計物件登録数 **291** 件
利活用件数 **233** 件
※ H27 ~ R3 年度末弘前市分

POINT 1 登録のメリット

市役所窓口やウェブ上(※)で空き家・空き地の情報が公開されることから、利活用希望者とマッチングしやすくなります。
(※)市ホームページと2社の「全国版空き家バンクホームページ」(アットホーム、LIFULL HOME'S)で公開。

POINT 2 物件の条件

次の条件を満たす物件です。
①空き家または空き地であること
②申請者が物件の所有者または相続人であること
③敷地が道路に面しており、住宅を建築することができること
※この他の条件は問い合わせを。

POINT 3 事前の準備

相続した空き家・空き地は、所有者が相続前の名義になっている場合があります。相続人が大勢いるケースがよくあります。相続登記するか、物件の売却やバンク登録の手続きを代表して行う人を決めておくスムーズです。

POINT 4 登録の手続き

宅建業者に、空き家・空き地の売却・賃貸のためにバンクに登録したいことを伝え、**物件登録申込書(※)**と**本人確認書類**を提出します。
(※)バンクホームページからダウンロードするか、建築指導課(市役所3階)で受け取れます。

提出された書類をもとに宅建業者が調査! 調査結果をもとに市が審査しホームページと窓口で公開するよ!

簡単そうな手続きまる♪

注目!
バンクへの登録は無料!
ただし、物件が売却された場合の宅建業者に対する仲介手数料は発生します。詳細は、仲介を依頼する宅建業者に問い合わせを。
焦らずに待ちましょう
物件によっては登録して3年以上経過してから売れるケースも。長期間売れなくても登録抹消にはなりません。

心配や不安の種…取り除きます!

相談を受けていると、「人が住めないほど傷んでいるから…」、「郊外にあるから売れないと思う…」という声をよく聞きます。でもご安心ください。建物が傷んでいてもバンクへの登録は可能です。その場合は引き渡しの際に、所有者負担で解体し更地にする条件にすると買い手がつきやすくなります。市では、売却される見込みとなったバンク登録済み物件の解体に対して補助金を交付していますので(空き家解体に最大50万円/予算の範囲内)、併せて活用してほしいです。

また買い手・借り手は、静かな郊外の物件を希望する人や、傷んでいる物件をDIYしたい人などさまざま! 現在登録されている物件も参考にしてください。
建物や土地の処分には時間と労力がかかります。お早めにご相談ください。

QRコードからアクセス!

建築指導課空き家対策係
柳田 未地人 主事